

プロポーザル方式業者選定実施に関する公告

水道施設台帳デジタル化整備にあたり、委託事業者を公募型プロポーザル方式で選定するため、下記のとおり参加業者を募集いたします。

令和 3 年 5 月 28 日

福島地方水道用水供給企業団

企業長 木 幡 浩

記

1 業務名称等

- (1) 業務名称 水道施設台帳デジタル化整備業務委託
- (2) 業務内容 水道施設台帳デジタル化整備業務委託仕様書及び水道施設台帳デジタル化整備業務委託要求水準書のとおり
- (3) 履行期間 契約を締結した日から令和 4 年 9 月 30 日まで
- (4) 価格提案上限額 15,786,000 円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

2 目的

令和元年 10 月 1 日に水道法の一部を改正する法律が施行され、適切な資産管理の推進を図るための水道施設台帳の作成と保管が義務化された。

このことから、福島地方水道用水供給企業団が保有する、日常点検を含む維持管理修繕履歴などの施設情報をデジタル化し、今後の保守や将来の更新計画の優先度判定及び災害時におけるバックアップなどにつなげるため、プロポーザル方式により業者を選定し、高度な専門知識やノウハウを活用したシステムを構築する。

これらを踏まえ、卓越した技術をもって本業務を担える優れた設計者を選定する必要があることから公募型プロポーザル方式を実施するものである。

3 実施要領等の公表

(1) 実施要領等の公表

令和 3 年 5 月 28 日（金）より、企業団ホームページよりダウンロードすること。

4 参加表明の受付

(1) 受付期間

令和 3 年 5 月 28 日（金）から令和 3 年 6 月 17 日（木）まで

(2) 受付方法

- ① 一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出する
封筒貼付用の宛名等は、企業団ホームページからダウンロードにて入手し、封筒に貼付して郵送すること。

5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 参加形態

単体企業とし共同企業体による参加は認めない。

(2) 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 参加表明書の提出時において福島地方水道用水供給企業団から競争入札参加停止を受けていないこと。
- ③ 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）規程による更生手続開始の申立てがなされているもの（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

(3) 資格要件

令和3・4年度福島地方水道用水供給企業団入札参加資格登録業者名簿（業務委託：システムソフトウェア開発業務）に登録があり、次の資格要件を満たす者であること。

(4) 配置予定技術者

① 管理技術者

業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を1名配置すること。

管理技術者は、次に示す要件をすべて満たす者でなければならない。

(ア) 管理技術者は、直接雇用する技術士（上下水道部門）又は RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有し、技術士法又は RCCM による登録を行っている者。

(イ) 平成23年4月1日以降、本プロポーザルの公告日までに管理技術者として、本業務と同種の業務を完了した経験のある者。

② 同種の業務

同種の業務は、平成23年度以降に日本国内の水道事業体又は用水供給事業体を対象として行った、次に示す業務とする。

区 分	詳 細
同種の業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 管路施設 GIS 構築業務 ② 水道施設台帳システム構築業務 ③ 水道管路情報システム構築業務 ④ 水道施設台帳管理システム導入業務

6 参加表明及び参加資格確認に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和3年5月28日（金）から令和3年6月7日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

参加表明及び参加資格確認に関し質問がある場合は、質問書（様式9）に質問事項を記入し、電子メールにて提出すること。

提出後は、必ず電話で送信した旨を伝え、受信の確認を行うこと。

なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

福島地方水道用水供給企業団 総務課 契約管財係

E-mail : f-was@siren.ocn.ne.jp

(4) 回 答

① 回答期日

令和3年6月18日（金）

② 回答方法

質問及び回答内容は、企業団ホームページで公表する。

7 参加資格確認結果通知

(1) 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、参加表明を提出した者に対して書面により通知する。

発送予定日 令和3年6月24日（木）

参加資格要件を満たしたすべての参加者に対して、参加資格確認結果通知書（様式1-1）及び技術提案書提出要請書（様式6-1）を送付し、技術提案書の提出を要請する。

なお、参加表明時に提出された書類についても審査対象とする。

(2) 参加資格要件を満たさない者の取り扱い

参加資格要件を満たさないとされた者に対する審査は行わない。

(3) 参加資格確認結果の理由説明

参加資格要件を満たさないと判断された者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求めるときは、参加資格確認の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に電子メールにて申請すること。なお、その回答は後日、書面にて行うものとする。

8 技術提案書に関する事項

技術提案書類の提出を要請された者は、次により提出すること。

(1) 受付期間

令和3年6月25日（金）から令和3年7月15日（木）まで

(2) 提出方法

受付期間内に提出先までに一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。

9 技術提案書類に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和3年6月25日（金）から令和3年7月1日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

技術提案書に関し質問がある場合は、質問書（様式9）に質問事項を記入し、電子メールにて提出すること。

提出後は、必ず電話で送信した旨を伝え、受信の確認を行うこと。

なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

福島地方水道用水供給企業団 総務課 契約管財係

E-mail : f-was@siren.ocn.ne.jp

(4) 回答

① 回答期日

令和3年7月8日（木）

② 回答方法

質問及び回答内容は、企業団ホームページで公表する。

10 技術提案書のプレゼンテーションの実施

(1) 開催日

令和3年7月27日（火）、7月29日（木）を予定している。

日程及び開催場所については、技術提案書提出要請書に記載する。

(2) 所要時間

技術提案書に基づき、準備10分間、プレゼンテーション20分間、質疑応答20分間程度の合計50分間とする。

(3) 出席者

技術提案者を含む2名以内とする。なお、リモートによる出席を求める場合は他に3名以内とする。

(4) 説明資料

技術提案書及びプレゼンテーション資料以外の資料は使用不可とする。

(5) 参加報酬

参加報酬は、無償とする。

11 審査

(1) 審査方法

審査は水道施設台帳デジタル化整備業務委託プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、審査項目等評点表により最優秀提案者及び次点者を選定する。なお、一次審査及び二次審査（プレゼンテーション）において事業者名は伏せて審査を行うものとする。

(2) 一次審査

選定委員会は、参加表明の際に提出された書類等について、審査項目等評点表により採点し技術提案書要請者を選定するものとする。

(3) 二次審査

技術提案書要請者に対して技術提案書のプレゼンテーションを実施し、選定委員会が審査項目等評点表により採点し審査を行い、その総合評点により最優秀提案者及び次点者を選定する。

1.2 技術提案審査結果通知

(1) 審査結果通知

審査結果は、プレゼンテーションに参加した者に対して書面により通知する。

発送予定日 令和3年8月4日（水）

(2) 審査結果の理由説明

最優秀提案者として選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求めるときは、技術提案審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に電子メールにより申請すること。

なお、その回答は後日、書面にて行うものとする。

1.3 契約の締結

(1) 最優秀提案者との契約

最優秀提案者に選定された者を契約候補者として、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により随意契約を締結する予定である。

ただし、最優秀提案者に選定された者であっても、本業務の履行が困難であると企業団が判断した場合は契約を締結しない場合もある。

(2) 契約に係る協議及び見積書の提出

企業団は、契約候補者の技術提案内容に基づく協議を行い、仕様書を定めた上で価格提案書を基に見積りの徴収を行う。

ただし、協議が不調となった場合は、次点者に対し同様の協議を行い見積りの徴収を行う。

(3) 契約の解除

企業団は、契約締結後においても、契約相手方に本プロポーザルにおける失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。この場合において、企業団に何らかの損害が発生した場合は、その損害を請求するこ

とができる。

1.4 その他の事項

(1) 次に該当するときは失格とする

- ① プロポーザル関係者と不正な接触等を行ったとき。
- ② 提案書作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- ③ 価格提案の金額が価格提案上限を超えている技術提案を行ったとき。
- ④ 価格提案の金額が「0円」と記載された技術提案を行ったとき。

(2) 留意事項

- ① 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- ② 参加表明書及び技術提案書類は返却しない。
- ③ 参加表明者数、最終結果（最優秀者、次点者、それ以外の事業者名は伏せた状態での評価点等）について公表し、これら以外の審査過程等は非公表とする。
- ④ 参加表明書及び技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの企業団の了解を得なければならない。
- ⑤ プレゼンテーションは非公開とする。

(3) その他詳細については、次による。

- ① 水道施設台帳デジタル化整備業務委託プロポーザル実施要領
- ② 水道施設台帳デジタル化整備業務委託仕様書
- ③ 水道施設台帳デジタル化整備業務委託要求水準書
- ④ 様式集

1.5 問い合わせ先

〒960-0201

福島県福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1

福島地方水道用水供給企業団 総務課契約管財係

電話024-541-4100

E-mail: f-was@siren.ocn.ne.jp